

国外財産の価額の算定方法等

◎ 国外財産の価額

この調書に記載する国外財産の価額は、それぞれの国外財産に係る「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

なお、「時価」とは、「その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）」などをいいます。

また、「見積価額」とは、「その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」をいいます。

※ この調書に記載する国外財産が、①事業所得の金額の基礎となった棚卸資産である場合には「棚卸資産の評価額」を、②減価償却資産である場合には、その財産の「償却後の価額」を見積価額として記載してください。

◎ 国外財産の見積価額の例示

この調書に記載する国外財産の「見積価額」については、その国外財産の区分に応じて、例えば、次のような価額として差し支えありません。

● 土地

- (1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。
- (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。
- (3) その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

● 建物

- (1) 上記「土地」の(1)から(3)までのいずれかの価額。
- (2) 業務の用に供する資産以外のものである場合には、取得価額から、その年の 12 月 31 日における経過年数に応ずる償却費の額（※）を控除した金額。

※ 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の 12 月 31 日までの期間（その期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年とします。）の償却費の額の合計額とします。

また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。

● 山林

上記「土地」の(1)から(3)までのいずれかの価額。

● 預貯金

その年の 12 月 31 日における預入高。

● 有価証券

金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券については、次の価額。

- (1) その年の 12 月 31 日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。
- (2) (1)がない場合には、上記「土地」(3)の価額。
- (3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額。

イ 株式については、当該株式の発行人のその年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

ロ 新株予約権については、次の算式で計算した金額。
（「新株予約権の対象となる株式の時価又は見積価額（※）」－「1 株当たりの権利行使価額」）×「権利行使により取得することができる株式数」
※ 「株式の見積価額」については、上記(1)、(2)又は(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。

- (4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額。

● 匿名組合契約の出資の持分

組合事業に係るその年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えありません。

● 未決済信用取引等に係る権利

金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、その年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。

● 未決済デリバティブ取引に係る権利

- (1) 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引
取引所において公表されたその年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、その年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下この項において「みなし決済損益額」といいます。）。
イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限り（以下イにおいて同じです。）。）に基づき算出したみなし決済損益額（その年の 12 月 31 日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。
ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として 1 円。
- (2) 上記(1)以外のデリバティブ取引
イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限り（以下イにおいて同じです。）。）に基づき算出したみなし決済損益額（その年の 12 月 31 日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。
ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として 1 円。

ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として 1 円。

● 貸付金

その年の 12 月 31 日における貸付金の元本の額。

● 未収入金

その年の 12 月 31 日における未収入金の元本の額。

● 書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類

- (1) その年の 12 月 31 日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。
- (2) (1)がない場合には、上記「土地」(3)の価額。
- (3) (1)及び(2)がない場合には、取得価額。

● その他の動産
その財産が機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品で、業務の用に供する資産以外の資産である場合は、上記「建物」(2)の取扱いに準じて計算した価額。

なお、その財産が家庭用動産で、その取得価額が 100 万円未満のものである場合には、その年の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものであるとして取り扱い、国外財産調書に記載しないこととして差し支えありません。

● その他の財産

上記各項の財産に当てはまらない財産については、次に定める価額。

- (1) 保険の契約に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。
ただし、その年中の 12 月 31 日前の日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えありません。
- (2) 株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利（有価証券に該当するものを除きます。）については、上記「有価証券」の取扱いに準じて計算した価額。
- (3) 民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資については、上記「匿名組合契約の出資の持分」の取扱いに準じて計算した価額。
- (4) 信託受益権については、それぞれ次によります。
イ 元本と収益との受益者が同一人である場合・・・信託財産の見積価額。
ロ 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合・・・「イの価額」×「受益割合」
ハ 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合
（イ）元本を受益する場合・・・「イの価額」－「ロ」により算定した価額
（ロ）収益を受益する場合・・・受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額又は「その年の 12 月 31 日が属する年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」
- (5) 上記(1)から(4)までの財産以外の財産
その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。

◎ 有価証券等の取得価額の例示

この調書に記載する有価証券（特定有価証券に該当するものを除きます。）、匿名組合契約の出資の持分、未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の「取得価額」については、その財産の区分に応じて、例えば、次のような価額として差し支えありません。

● 有価証券及び匿名組合契約の出資の持分

- (1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。
- (2) 相続（限定承認を除きます。）、遺贈（限定承認を除きます。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。
- (3) (1)及び(2)により算出することが困難である場合には、次の価額。
イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。
ロ その年の 12 月 31 日における当該財産の価額の 100 分の 5 に相当する価額。

● 未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利
当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を上記「国外財産の見積価額の例示」における「未決済信用取引等に係る権利」又は「未決済デリバティブ取引に係る権利」により算出した価額により記載する場合にはゼロ。

◎ 外貨で表示されている財産の邦貨換算

この調書に記載する財産の価額が外国通貨で表示されている場合には、調書を提出する方の取引金融機関（その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表するその年の 12 月 31 日における最終の対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場）により邦貨に換算した価額を記載してください。

◎ 共有財産の価額の取扱い

この調書に記載する財産が共有財産である場合、その財産の価額は次によります。

- (1) 持分が定まっている場合・・・その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額。
- (2) 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含みます。）・・・各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額。